

大阪狭山市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年3月27日

条例第6号

改正 平成26年3月27日条例第3号

平成27年3月20日条例第13号

平成27年6月30日条例第21号

平成28年3月28日条例第6号

平成29年3月27日条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、その設置及び所掌する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市が設置する執行機関の附属機関及び所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）市長の附属機関

名称	所掌事務
大阪狭山市建設事業評価委員会	市の建設事業の効率性、透明性等を向上させるために必要な評価についての審議等に関する事務
大阪狭山市公の施設の指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定についての審査等に関する事務
略	略
大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会	狭山ニュータウン地区活性化指針の策定についての調査、研究及び審議に関する事務
大阪狭山市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての協議に関する事務

(2) 教育委員会の附属機関

名称	所掌事務
大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定並びに教育の振興についての調査及び研究に関する事務
大阪狭山市就学支援委員会	障害のある児童等の就学相談、実態把握、教育的支援等についての調査及び審議に関する事務
略	略

2 附属機関が所掌する事務のうち、特定又は専門の事項について調査、審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、規則(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会規則)で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

2 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和 3 5 年大阪狭山市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成 2 9 年 3 月 2 7 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

2 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和 3 5 年大阪狭山市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略